

小規模保育事業の導入について

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、幼稚園・保育所（園）の認可施設を中心とするほか、地域型保育事業により確保を図るとしています。

については、本市の現状として待機児童は1～2歳児に多く見られ、当該年齢児を抱える保護者の保育ニーズに応え、質の高い保育を提供するため、小規模保育事業A型を令和4年度に引き続き令和5年度についても導入を行います。

1. 小規模保育事業について

野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例により、次のとおり定めています。

※下表は主な内容です。

事業類型	職員数	資格要件	保育室等	その他
A型 保育所分園に近い分類	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 ・1～2歳児 6:1 <li style="text-align: center;">+ 1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～1歳児： 3.3㎡/人以上 ・2歳児： 1.98㎡/人以上 	
B型 A型とC型の中間的な分類	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 ・1～2歳児 6:1 <li style="text-align: center;">+ 1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・半数以上が保育士 ・保育従事者 (所定研修修了者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～1歳児： 3.3㎡/人以上 ・2歳児： 1.98㎡/人以上 	<職員> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・調理員 <給食> <ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ・調理設備要
C型 家庭的保育に近い分類	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者1人の場合 幼児3人以下 ・保育者+ 保育補助者の場合 乳幼児5人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児： 3.3㎡/人以上 	

参考：保育所の国基準の主な内容

保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 ・1～2歳児 6:1 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～1歳児： 乳児室1.65㎡/人以上 ほふく室3.3㎡/人以上 ・2歳児以上： 保育室等1.98㎡/人以上 	<職員> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・調理員 <給食> <ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ・調理室
-----	--	--	--	--

2. 事業者の募集について

- (1) 種 別 小規模保育事業A型
- (2) 募集地域 野洲学区、北野学区を基本地域とします。
- (3) 募集数 2箇所
- (4) 定員規模 1箇所あたり定員 19人
※定員の内訳は0歳児2人、1歳児5人、2歳児 12人を基本
- (5) 保育対象 保育の必要性の認定を受けた0歳児から2歳児
- (6) 施 設 事業者が所有又は賃借する物件
- (7) 応募資格 社会福祉法人又はその他の法人
※その他の法人とは、公益財団（社団）法人、学校法人、NPO法人、株式会社等を指します。
- (8) 開所時期 令和5年4月1日

3. スケジュール

日 程	内 容
令和4年7月22日（金）	募集要項の公表・配布開始
令和4年8月31日（水）	応募締切
令和4年9月上旬	書類審査、ヒアリング
令和4年9月中旬	野洲市子育て支援会議への意見聴取 ※
令和4年9月末	設置認可申請事業者の決定
令和4年10月以降	補助金申請、施設改修、設置認可申請

※野洲市家庭的保育事業等の事業認可等に関する規則第4条では、「市長は、小規模保育事業の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ野洲市子育て支援会議の意見を聴くものとする」としています。